西日本電力株式会社	0.587
福岡電力株式会社	0.587
香川電力株式会社	0.649
札幌電力株式会社	0.587
東日本電力株式会社	0.587
広島電力株式会社	0.587
宮城電力株式会社	0.587
株式会社沖縄ガスニューパワー	0.195
株式会社ナカシマ	0.575
株式会社エージーピー	0.412
株式会社いちき串木野電力	0.476
ＦＴエナジー株式会社	0.561
南部だんだんエナジー株式会社	0.567
株式会社エフエネ	0.830
こなんウルトラパワー株式会社	0.580
株式会社ＣＨＩＢＡむつざわエナジー	0.512
株式会社関西空調	0.547
奥出雲電力株式会社	0.226
清水建設株式会社	0.554
中央電力株式会社	0.596
株式会社成田香取エネルギー	0.326
東耀商事株式会社	0.536
株式会社ＣＷＳ	0.381
ふくしま新電力株式会社	0.640
株式会社エネクスライフサービス	0.489
ネイチャーエナジー小国株式会社	0.566
リエスパワーネクスト株式会社	0.548
関西エネルギーパワー株式会社	0.660
株式会社グリムスパワー	0.592
自然電力株式会社	0.000

二　前号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前号の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

三　前二号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・五八七とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省環境省告示第十号

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第三号）第二条第四項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省環境省告示第八号（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件）の全部を改正する。

平成二十九年七月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第三号）第二条第四項第一号及び第三号の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び同令第二条第四項第一号及び第二号に掲げる係数に代替する係数を次のとおり公表する。

一　電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数は、次の表のとおりとする。

事業者名	係数
株式会社Ｆ－Power	0.000480
イーレックス株式会社	0.000555
リエスパワー株式会社	0.000485
イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社	0.000732
イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社	0.000587
株式会社ＳＥウインヴズ	0.000502
株式会社イーセル	0.000475
株式会社エネット	0.000418
須賀川瓦斯株式会社	0.000421